

第154期定時株主総会招集ご通知に 際してのインターネット開示事項

主要な事業内容

主要な借入先

会社の新株予約権等に関する事項

会計監査人の状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に
適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に
適合することを確保するための体制
その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

第154期（2021年4月1日～2022年3月31日）

川崎汽船株式会社

本内容は、法令及び定款第19条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.kline.co.jp/ir/stock/meeting.html>)に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

ドライバルクセグメント	ドライバルク事業
エネルギー資源セグメント	油槽船事業、電力事業、液化天然ガス輸送船事業、海洋事業
製品物流セグメント	自動車船事業、物流事業、近海・内航事業、コンテナ船事業
その他	船舶管理業、旅行代理店業、不動産賃貸・管理業等

主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	93,632
株式会社日本政策投資銀行	77,293
三井住友信託銀行株式会社	36,729
株式会社三菱UFJ銀行	34,061
農林中央金庫	18,835

会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

項目	支払額
① 当社が支払うべき会計監査人の報酬等	90百万円
② 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	168百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額については区分して記載していません。

なお、当社の重要な子会社等のうち“K” LINE BULK SHIPPING (UK) LIMITED、“K” LINE LNG SHIPPING (UK) LIMITED、“K” LINE PTE LTD、OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人が行っています。

(3) 会計監査人の報酬等の額に同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行い審議したうえで、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行いました。

(4) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当社の業務並びに当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の業務の適正を確保するために必要なものとして法令等で定める体制の整備に引き続き取り組んでまいります。

具体的には、取締役会が内部統制システムを構築し、有効性を評価し、その機能を確保していく責務を負っていくこととしています。

以下のような体制を構築していますが、不断の見直しにより内部統制の実効性を高めるよう、今後も必要に応じて改善を図ります。

- (1) 当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を制定し、法令及び企業倫理の遵守（コンプライアンス）をグループ企業の行動原則の一つとして掲げています。取締役はコンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備することを定めており、当社は以下を継続して実行しています。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「取締役会規則」に基づき、取締役会の適正な運営を図っています。
- ② 取締役会で選任された執行役員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、執行役員が遵守すべき事項を「執行役員規則」に規定するとともに、執行の委任を受けた担当業務を積極的かつ誠実に遂行するものとしています。
- ③ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「就業規則」等の社内規則を整備しています。
- ④ 内部監査グループは、内部統制システムの監視・検証を通じて、その整備、維持、向上に関する取締役会の責務遂行を支援しています。
- ⑤ 社長執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っています。
- ⑥ 法令違反その他コンプライアンスに関する事実を早期に認識し適切に対応するため、「ホットライン制度」と称する内部通報制度を設けています。通報窓口は社内窓口に加えて、外部窓口として弁護士事務所を指定しています。この制度は「ホットライン制度規程」に基づき運用されるものとしています。

- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、「取締役会規則」及び「文書規程」に基づき、定められた保存期間中、検索性の高い状態で適切に管理され、常時閲覧可能な状態を維持しています。

- (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務執行に係る危険（リスク）として以下を認識し、個々のリスクについて対応体制を整備するとともに、危機管理委員会により、危機・リスク管理活動全般を掌握・推進しています。

- －船舶事故（海洋汚染含む）
- －大災害
- －コンプライアンス上の問題
- －その他の経営上のリスク

- (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、執行役員制度を採用し、職務執行の意思決定が迅速になされるよう図っています。取締役会は、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督する機関であり、毎月1回以上開催しています。
なお、取締役会の書面決議制度を導入し、機動的な取締役会運営を図ることを可能としています。
取締役会に加え、取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、会計担当執行役員並びに監査役が出席する経営会議を原則として毎週開催し、自由な討議を通して社長執行役員の意思決定に資する体制を整備しています。
- (5) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、当社の子会社（以下「グループ会社」という）における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する行動指針として、「グループ企業行動憲章」を定め、これを基礎として当社グループ各社で諸規則を定めています。さらに当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保しています。
- ① グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し重要事項等を当社所管部署に報告させています。また、当社は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する事実が発生した場合には、各社のホットライン制度に加え当社ホットライン窓口への通報も可能としています。さらに当社は、「グループ経営協議会」を年2回開催し、グループ会社との間で情報交換を行っています。
- ② グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
グループ会社は、それぞれの規模、特性に応じ自立的に危機管理体制を整備しています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社に対し、各社の特性に応じた業務執行の危険（リスク）について当社への報告を義務づけており、危機管理委員会等において対応することとしています。
- ③ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
グループ会社は、原則として自立的に経営を行っています。当社は、「関係会社業務処理規程」を定め、グループ会社の一定の重要事項については、承認、協議又は報告を要するものとしています。
- ④ グループ会社の取締役等及び従業員の職務が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は「グループ企業行動憲章」を制定し、これをグループ会社に遵守させると同時に、各社の特性に応じて独自の「企業行動憲章実行要点」を制定させ、その内容の確認を行っています。
また、当社は、内部監査グループ等によりグループ会社の内部統制システムの整備及び遵守状況をモニタリングしています。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
当社は、「監査役を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役の職務を補助すべき使用人（監査役補助者）を任命し、監査役会の指揮命令下で監査役の職務を補助する業務に従事させています。

- (7) 監査役補助者の当社の取締役からの独立性に関する事項
当社は、「監査役職務を補助すべき使用人に関する規程」を定め、監査役補助者は、原則として他の職務を兼任せず、やむを得ず兼任を命ずる場合は監査役会の事前同意を得るものとしています。また、監査役補助者の業績評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、異動については監査役会の事前同意を得ることとしています。
- (8) 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役補助者からの資料請求、報告要求があったときは、速やかに資料提出、報告を行っています。
- (9) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制
当社の取締役、執行役員及び従業員は、「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、取締役会及びその他の重要な会議の場で、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに担当業務の執行状況の報告を監査役に対して随時行うとともに、コンプライアンス上の問題その他会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、これを速やかに監査役会に報告することとしています。取締役は、監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行うこととしています。さらに、内部監査グループは、自ら実施する監査について監査役会に適宜報告を行うとともに、監査役会の求めに応じて追加監査を実施するものとしています。
グループ会社の取締役、監査役及び従業員は、「関係会社業務処理規程」により、コンプライアンス上の問題その他所定の重要事項について当社の所定部署に報告を行い、当該所定部署が必要に応じ、当社の監査役に報告するものとしています。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を開催し、情報の共有に努めています。
- (10) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、「監査役への報告体制等に関する規程」及び「関係会社業務処理規程」において、当社の監査役へ報告した当社及びグループ会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対して、当社及びグループ会社が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行ってほならないものと定めています。
- (11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還及び債務の処理を行う方針としており、当該費用の前払い又は償還及び債務の処理を行っています。
- (12) その他、当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社は、監査役監査が実効的に行われることを確保するため、監査役と代表取締役との定期的な会合や内部監査グループとの連携等、監査環境の整備に協力しています。
- (13) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他関係法令等に基づき、財務報告に係る内部統制システムの有効性の継続的な評価、改善を実施しています。

(14) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「社会秩序や市民の安全を脅かす反社会的勢力及び団体とは断固たる態度をもって対決する」旨を、「グループ企業行動憲章」にて宣言しています。

当社は、反社会的勢力の対応部署を定め、平素から警察、専門の顧問弁護士等の外部機関と、反社会的勢力の排除及び一切の関係遮断に向けて連携しながら当社グループにおける反社会的勢力に対する対応を迅速かつ適切に取れる体制を構築しています。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 当社の取締役、執行役員及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に対する取組みの状況

「グループ企業行動憲章」及び「川崎汽船企業行動憲章実行要点」を周知し、コンプライアンスの社内徹底及びその実現のために実効ある社内体制を整備するための取組みとして、以下を実施しました。

- ① 2017年1月に制定した「川崎汽船グループ グローバルコンプライアンスポリシー（以下、「グローバルポリシー」という）」は、グローバルなレベルでのグループコンプライアンス体制を強化するためのもので、当社及びグループ会社役員に遵守を義務づけています。また、専任部署によるセミナー開催、ガイドブック配布、専門委員会の活動等を通じて、グローバルポリシーが当社及びグループ会社役員員の日常業務の行動指針となるよう取り組んでいます。
- ② 国内外の競争法コンプライアンスに関して、役員員に対しては独占禁止法遵守規程の遵守を徹底させ、専任部署による継続的な教育・啓蒙活動の推進を通じて競争法に関するコンプライアンスの意識を徹底すべく、更なる強化に取り組んでいます。また、業務監査を実施し、コンプライアンスに向けた施策の実施状況を監視・監督しています。同業他社との接触についても、接触の性質に応じて事前の届出及び承認、内容の記録作成・保存等を厳格に運用しています。
- ③ 贈収賄防止の実効性を高めるために、グローバルポリシー（反贈収賄法個別ポリシー含む）に基づき、当社は、腐敗のない海運業界を旨とした取組みを行っているMaritime Anti-Corruption Network（MACN）のメンバーとして、反腐敗・贈収賄防止の取組みを強化しています。
- ④ 2019年11月にグローバルポリシー（経済制裁・反マネーロンダリング個別ポリシーの追加）を改正し、当社及びグループ会社役員に当社グループのビジネスに対して適用される経済制裁規制並びに反マネーロンダリング及びテロ資金供与に関するルールの遵守を徹底しています。
- ⑤ 当社は、当社及び国内グループ会社の役員員からの内部通報を受け付ける「ホットライン窓口」に加えて、海外グループ会社の役員員からの内部通報を受け付ける「グローバルホットライン窓口」も設置し、国内外にわたる当社グループの事業でのコンプライアンス問題の未然防止とリスクの早期発見及び是正に取り組んでいます。また、通報に関する情報の秘密保持と通報者保護を徹底し、通報者が安心して利用できる体制を整えています。
- ⑥ 社長が委員長を務めるコンプライアンス委員会を通じて、当社及びグループ会社のコンプライアンスを担保するための方針及びコンプライアンス違反に対する対応措置を審議しています。また、コンプライアンスの最高責任者であるCCO（チーフコンプライアンスオフィサー）のもと、組織全体のコンプライアンス体制を強化しています。
- ⑦ 毎年11月をコンプライアンス月間と位置づけ、当社及びグループ会社役員員にコンプラ

イアンスの重要性を再認識させるため、社長メッセージを配信するとともに、コンプライアンスeラーニング研修、外部講師を招いたコンプライアンスセミナーを開催しています。また、階層別人事研修の中でコンプライアンス研修を実施し、個別テーマ（インサイダー取引規制、ハラスメント防止等）セミナーも、適宜開催しています。このほかにも、特に注意喚起を要するコンプライアンス関連の重要事項を「コンプライアンス通信」として、適宜配信しています。

(2) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制に対する取組みの状況

危機・リスク管理活動全般を掌握・推進する危機管理委員会を2回の定例会に加え、臨時に8回開催しました。また、船舶事故発生を想定した訓練である大規模事故対応演習を2021年10月に実施しました。

(3) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制に対する取組みの状況

取締役会は社外取締役4名を含む取締役10名で構成され、18回開催しました。経営の基本方針、法令で定められた事項やその他の経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役・執行役員の職務執行を監督しました。

また、経営会議は取締役会長、専務執行役員以上の執行役員、事業ユニットを統括する統括執行役員及び経営企画、財務、会計担当執行役員並びに監査役等が出席し、48回開催しました。

新規案件検討時の取組み方針や留意すべき事項を確認し、社長執行役員等が重要事項の決定に資するよう協議しました。

(4) 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制に対する取組みの状況

当社は、当社グループ全体に適用する行動指針である「グループ企業行動憲章」に基づき、グループ会社各社に必要な諸規則を定めさせました。さらに、当社は「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の独立性を尊重しつつ、各社の内部統制システムの構築及び有効な運用を支援、管理し、当社グループ全体の業務の適正を確保したうえで、以下を実施しました。

①グループ会社の重要事項や事業報告等を当社所管部署に報告させました。また、当社は、「グループ経営協議会」を開催し、グループ会社との間で情報共有をしています。

②グループ会社で発生した業務執行の危険（リスク）を当社に報告させ、コンプライアンス委員会等において対応しています。

③「関係会社業務処理規程」に基づき、グループ会社の一定の重要事項について承認、協議し、又は報告を受けています。

(5) 当社の取締役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制その他当社の監査役への報告に関する体制に対する取組みの状況

当社の取締役、執行役員及び従業員は「監査役への報告体制等に関する規程」に基づき、また、グループ会社の取締役、監査役及び従業員は「関係会社業務処理規程」に基づき当社の所定部署を経由して、報告案件に応じて監査役又は監査役会に報告する体制を整備しています。また、当社は、「グループ会社監査役連絡会」を2回開催し、情報共有をしています。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式		
当 期 首 残 高	75,457	14,295	130,723	△2,373		218,103
会計方針の変更による 累積的影響額			3,982			3,982
会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高	75,457	14,295	134,706	△2,373		222,085
当 期 変 動 額						
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			642,424			642,424
自己株式の取得				△4		△4
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動		△80				△80
連結範囲の変動又は持分法 の適用範囲の変動			△0			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	—	△80	642,424	△4		642,338
当 期 末 残 高	75,457	14,214	777,130	△2,378		864,424

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額						非 支 配 株 主 持	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	3,960	△3,657	4,630	△1,963	△2,879	90	97,968	316,162
会計方針の変更による 累積的影響額							88	4,070
会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高	3,960	△3,657	4,630	△1,963	△2,879	90	98,056	320,233
当 期 変 動 額								
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益								642,424
自己株式の取得								△4
非支配株主との取引に係る 親会社の持分変動								△80
連結範囲の変動又は持分法 の適用範囲の変動								△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,514	2,764	—	14,917	923	20,119	2,191	22,311
当 期 変 動 額 合 計	1,514	2,764	—	14,917	923	20,119	2,191	664,649
当 期 末 残 高	5,474	△893	4,630	12,954	△1,956	20,209	100,248	984,882

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 249社

主要な連結子会社の名称は、事業報告「1. 企業集団の現況に関する事項(6)重要な子会社等の状況」に記載のとおりです。

当連結会計年度から、重要性の観点よりG HIGHWAY SHIPPING S.A.を含む合計2社を連結の範囲に含めました。

また、株式の売却及び清算により合計20社を連結の範囲から除外しています。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社として、千葉港栄(株)があります。

なお、非連結子会社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しています。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用会社の数 42社

持分法適用会社のうち非連結子会社数は14社で、主要な会社として芝浦海運(株)があります。関連会社数は28社で、主要な会社としてOCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.があります。

当連結会計年度から、株式の売却により1社を持分法適用の範囲から除外しています。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社(千葉港栄(株)ほか)及び関連会社(防災特殊曳船(株)ほか)はそれぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除外しています。

(3) 持分法の適用の手続について特に記載する必要があると認められる事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しています。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち決算日が12月31日の会社は9社あり、これらのうち4社については同日現在の計算書類を使用していますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っています。また、残りの会社5社については、連結決算日現在で決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としています。その他の連結子会社の決算日は連結決算日と同一となっています。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

満期保有目的の債券 : 償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

: 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により
処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 : 主として移動平均法に基づく原価法

②棚卸資産

: 主として移動平均法に基づく原価法 (収益性の低下
による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産 (リース資産を除く)

船舶 : 定額法及び定率法を各船別に選択適用しています。

その他の有形固定資産 : 主として定率法

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物 (建
物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以後に
取得した建物附属設備及び構築物については、定額
法によっています。

②無形固定資産 (リース資産を除く)

: 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内
における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によ
っています。

③リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一
の方法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定
額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のう
ち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリ
ース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法
に準じた会計処理によっています。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

: 債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については
貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権に
ついては個別に回収可能性を勘案して計上していま
す。

②賞与引当金

: 従業員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年
度に負担すべき支給見込額を計上しています。

- ③役員賞与引当金 : 役員に支給する賞与に充てるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- ④役員退職慰労引当金 : 役員退職慰労金の支出に備えるため、一部の連結子会社で、内規に基づく期末要支給額を計上しています。
- ⑤特別修繕引当金 : 船舶の定期検査工事等の支出に充てるため、当連結会計年度において負担すべき支出見積額を計上しています。
- ⑥独占禁止法関連損失引当金 : 海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
- ⑦関係会社整理損失引当金 : 関係会社の事業整理等に伴い、将来負担することとなる損失の発生に備えるため、当該損失見込額を計上しています。
- ⑧株式給付引当金 : 役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当連結会計年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。
- ⑨備船契約損失引当金 : 貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に充てるため、当連結会計年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて損失見込額を計上しています。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法等により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として9年）による定額法等により費用処理しています。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、航海の経過日数に基づいて海運業収益を認識し、対応する海運業費用を計上しています。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記のヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係の全てに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しています。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりです。

- ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理
- ②ヘッジ手段である金融商品の種類 金利スワップ
- ③ヘッジ対象である金融商品の種類 長期借入金
- ④ヘッジ取引の種類 キャッシュ・フローを固定するもの

(7) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しています。

(8) 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。

(9) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社及び一部の国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」

(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定です。

(10) のれんの償却方法及び償却期間

5年間の定額法により償却を行っています。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、従来は、航海の完了時に海運業収益及び対応する海運業費用を計上する航海完了基準(ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準)を採用してきましたが、当連結会計年度の期首より、航海の経過日数に基づいて海運業収益及び対応する海運業費用を計上する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累

積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しています。

この結果、当連結会計年度の売上高は13,583百万円増加し、売上原価は7,279百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ6,303百万円増加し、1株当たり当期純利益金額が65円45銭増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は3,982百万円増加しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び営業未収金」は、当連結会計年度より「受取手形、営業未収金及び契約資産」に含めて表示することとしています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は軽微です。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

- (1) 前連結会計年度において、「その他営業外費用」に含めていた「デリバティブ評価損」(前連結会計年度719百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。
- (2) 前連結会計年度において、「その他営業外費用」に含めていた「資金調達費用」(前連結会計年度1,135百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。
- (3) 前連結会計年度において、「その他特別損失」に含めていた「関係会社整理損失引当金繰入額」(前連結会計年度62百万円)は、重要性が増したため、当連結会計年度より別掲しています。

会計上の見積りに関する注記

1. 備船契約損失引当金の見積り

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額
連結損益計算書 海運業費用及びその他の営業費用 13,690百万円
連結貸借対照表 備船契約損失引当金 13,903百万円

(2) その他の情報

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

コンテナ船事業は、2018年度OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.社(定期コンテナ船事業統合を目的とした合併会社。以下、「ONE社」という。)事業開始後は、当社からONE社への定期備船が始まり、従来のような船舶を運航して貨物の輸送サービスを提供する事業形態から船舶を備船(貸船)する事業形態へと変化しました。

備船契約損失引当金は、上記のような事業形態において、貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に充てるため、当連結会計年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて、損失見込額を計上しているものです。

- ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定は、備船契約損失の発生が見込まれる対象船舶の範囲、対象船舶の備船料（貸船料及び借船料）の金額及び備船契約から生じる損失の継続見込み期間です。

備船契約損失の発生が見込まれる対象船舶の範囲は、取締役会等の承認を得た予算等の前提となっている運航計画によっています。

対象船舶の備船料（貸船料及び借船料）の金額は、当社と船主との間の備船契約、及び当社とONE社との間の備船契約を基礎としています。

備船契約から生じる損失の継続見込み期間は、貸船先であるONE社との間で締結している備船契約の期間を基礎とし、貸船料と借船料の関係が不利である状況が、対象船舶の属する市場動向や、当社グループの備船契約への対応方針を考慮しても、当連結会計年度末から合理的に持続すると見込まれる期間です。

- ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である備船契約損失の発生が見込まれる対象船舶の範囲、対象船舶の備船料（貸船料及び借船料）の金額及び備船契約から生じる損失の継続見込み期間は、見積りの不確実性が高く、当社グループの備船契約への対応方針や備船市況の動向によっては追加の引当金の計上が必要となる等、備船契約から生じる損失見込額の算定に影響を与える可能性があります。

2. 収益認識における総航海日数の見積り

当社グループでは、運賃額や見積り期間における重要性から、特に重要である連結親会社（川崎汽船株式会社）の外航不定期船（製品物流を除く）の収益に係る進捗度を、重要な会計上の見積りとして判断しています。

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した、当連結会計年度末までに完了していない航海に係る海運業収益及びその他の営業収益の金額
海運業収益及びその他の営業収益 29,170百万円

(2) その他の情報

- ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当連結会計年度末までに完了していない航海に係る海運業収益は、総運賃額及び航海の進捗度に基づき算定します。航海の進捗度は、見積った総航海日数に対する当連結会計年度末までの経過日数に基づいて算定し、進捗度に応じて収益を認識しています。

- ②当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

航海の進捗度を算定するにあたっての主要な仮定は、総航海日数です。総航海日数は天候や積揚地の混雑状況等に応じて変動し、当該変動により航海の進捗度に影響を及ぼす可能性があります。特に当連結会計年度においては、昨今の新型コロナウイルス感染症に伴う各国の検疫体制の強化などから港湾の混雑が増していることも、総航海日数の見積りに影響を及ぼす可能性があります。

- ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定である総航海日数の見積りが実績と異なることにより、航海の進捗度が変動し、翌連結会計年度の収益の額が過大又は過少となる可能性があります。

追加情報

当社は、2022年3月16日開催の取締役会決議に基づき、川崎近海汽船株式会社（以下、「川崎近海汽船」という。）との間で、同日に株式交換契約を締結しました。

株式交換の概要は、以下のとおりです。

- (1) 株式交換の内容
当社を株式交換完全親会社とし、川崎近海汽船を株式交換完全子会社とする株式交換
- (2) 株式交換の日（効力発生日）
2022年6月1日
- (3) 株式交換の方法
会社法第796条第2項の規定に基づく、簡易株式交換（予定）
- (4) 株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	川崎近海汽船 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.58
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：888,258株（予定）	

連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、営業未収金及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。

受取手形	594百万円
営業未収金	93,330百万円
契約資産	9,774百万円

なお、顧客との契約から生じた債権以外の債権は、その金額に重要性がないため、区分していません。

2. その他流動負債のうち、契約負債の残高 17,573百万円

3. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

船舶	251,468百万円
投資有価証券	21,395百万円
その他	4,584百万円

合計 277,447百万円

上記投資有価証券21,395百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差し入れたもので、当連結会計年度末現在の対応債務は存在しません。

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	45,686百万円
長期借入金	142,654百万円
合計	188,340百万円

4. 資産に係る減価償却累計額	
有形固定資産の減価償却累計額	362,766百万円
5. 偶発債務	
保証債務	5,951百万円
追加出資義務等	3,610百万円

6. 土地再評価

当社及び一部の国内連結子会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

一部の国内持分法適用会社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行っています。その結果、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法、第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算定する方法、若しくは第2条第4号に定める当該事業用土地について地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額（持分相当額）	△2,771百万円

7. その他

当社グループは、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、海外の競争当局による調査の対象になっています。また、一部の国において当社グループを含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されています。

連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、当連結注記表の「収益認識に関する注記」に記載しています。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数

普通株式

93,938,229株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	56,244	利益剰余金	600	2022年 3月31日	2022年 6月24日

(注) 2022年6月23日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託 (BBT) の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する当社株式に対する配当金266百万円が含まれています。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しています。一時的な余資は流動性の高い金融資産で運用し、また短期的な運転資金を銀行借入により調達しています。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引を行わない方針です。

船舶等の有形固定資産取得のための設備投資資金のうち、外貨建てのものについては、為替変動リスクにさらされており、先物為替予約を利用してヘッジしています。借入金については、主に設備投資のための資金調達であり、このうち一部は支払金利の変動リスクにさらされていますが、金利スワップ取引等を利用してヘッジしています。また将来の外貨建ての債務の為替変動リスクに対して、通貨スワップ取引を利用してヘッジしています。

デリバティブ取引については、取引権限及び限度額等を定めた決裁基準規程及びデリバティブ業務取扱細則に基づき、決裁権限者の承認を得て行っており、取引実績は定期的な執行役員会に報告しています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額672,717百万円）は、「(1)有価証券及び投資有価証券」に含めていません。また、「現金及び預金」、「受取手形、営業未収金及び契約資産」及び「支払手形及び営業未払金」については現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価格に近似するものであることから、記載を省略しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	2	2	0
②その他有価証券	14,954	14,954	-
③関係会社株式	4,134	1,194	△2,939
(2) 短期借入金	(87,544)	(87,527)	16
(3) 社債	(7,000)	(6,969)	30
(4) 長期借入金	(277,992)	(277,937)	55
(5) デリバティブ取引	(3,203)	(3,203)	-

(※) 負債に計上されている項目及び純額で債務となった項目（「(5)デリバティブ取引」）については、（ ）で表示しています。

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円) (※)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 及び投資有価証券				
其他有価証券	14,897			14,897
デリバティブ取引				
為替予約取引		352		352
運賃先物取引		(369)		(369)
通貨スワップ取引		(633)		(633)
金利スワップ取引		(2,609)		(2,609)
燃料油スワップ取引		55		55

(※) 純額で債務となった項目（「運賃先物取引」、「通貨スワップ取引」及び「金利スワップ取引」）については、（ ）で表示しています。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価 (百万円) (※)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券 及び投資有価証券				
満期保有目的の債券		2		2
其他有価証券		57		57
関係会社株式	1,194			1,194
短期借入金		(87,527)		(87,527)
社債		(6,969)		(6,969)
長期借入金		(277,937)		(277,937)

(※) 負債に計上されている項目については、（ ）で表示しています。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式及びゴルフ会員権の時価は、取引所の価格によっています。上場株式は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。ゴルフ会員権は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しています。満期保有目的の債券は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいており、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

短期借入金

短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。ただし、「短期借入金」の金額に含まれている長期借入金のうち1年以内返済予定額については、下記「長期借入金」に記載の方法により時価を算定しています。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。また、社債には1年以内に償還予定のものを含んでおり、1年以内のものは連結貸借対照表上、流動負債の「その他流動負債」に含めています。

長期借入金

長期借入金の時価は、主として元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しています。

デリバティブ取引

為替予約取引、運賃先物取引、通貨スワップ取引、金利スワップ取引及び燃料油スワップ取引の時価は、取引先金融機関等から提示された価格等に基づいており、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しています。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	ドライバルク	エネルギー資源	製品物流	その他(注)	合計
売上高					
顧客との契約から 生じる収益	271,352	84,295	374,369	10,489	740,506
その他の収益	5,126	5,431	5,827	91	16,476
外部顧客への売上高	276,478	89,726	380,196	10,580	756,983

(注) 「その他」の区分には、船舶管理、旅行代理店及び不動産賃貸・管理業等が含まれています。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当社グループの事業における、主な履行義務の内容は以下のとおりです。

(1) 運賃

航海傭船契約では、1つの航海単位が1つの履行義務であり、個別の契約であると考えられます。取引価格については、航海ごとの請求額で算定しており、荷主と合意した金額に基づいて履行義務への配分を行っています。

航海はその性質上、企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すると考えられるため、一定の期間にわたり充足される履行義務であると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しています。進捗度の測定は、見積もった総航海日数に対する期末日までに経過した航海日数に基づいて行っています。

(2) 貸船料

定期傭船契約では、提供したサービスの時間に基づき固定額を請求する契約等、現在までに企業の履行が完了した部分に対する顧客にとっての価値に直接対応する対価の額を顧客から受け取る権利を有しています。収益認識会計基準適用指針第19項に基づいて、請求する権利を有している金額で収益を認識しています。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	9,484円35銭
1 株当たり当期純利益	6,887円54銭

1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

連結貸借対照表上の純資産額	984,882百万円
普通株式に係る純資産額	884,634百万円
普通株式の期末発行済株式数	93,938千株
普通株式の期末自己株式数	665千株

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する 当期純利益	642,424百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	642,424百万円
普通株式の期中平均株式数	93,273千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金		利 益 剰 余 金 合 計		
				圧 縮 記 帳 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	75,457	1,300	1,300	162	△34,877	△34,715	△2,325	39,716
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額					3,659	3,659		3,659
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	75,457	1,300	1,300	162	△31,217	△31,055	△2,325	43,376
当 期 変 動 額								
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩				△61	61	-		-
当 期 純 利 益					225,959	225,959		225,959
自 己 株 式 の 取 得							△4	△4
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△61	226,020	225,959	△4	225,954
当 期 末 残 高	75,457	1,300	1,300	100	194,803	194,904	△2,330	269,331

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	3,328	△550	2,057	4,835	44,551
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額					3,659
会 計 方 針 の 変 更 を 反 映 し た 当 期 首 残 高	3,328	△550	2,057	4,835	48,211
当 期 変 動 額					
圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩					-
当 期 純 利 益					225,959
自 己 株 式 の 取 得					△4
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	1,412	△2,734	-	△1,322	△1,322
当 期 変 動 額 合 計	1,412	△2,734	-	△1,322	224,632
当 期 末 残 高	4,740	△3,285	2,057	3,512	272,843

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

①子会社株式及び関連会社株式 : 移動平均法に基づく原価法

②満期保有目的の債券 : 償却原価法

③その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの : 時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等 : 移動平均法に基づく原価法

(2) 棚卸資産 : 移動平均法に基づく原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

①船舶 : 定額法

②その他の有形固定資産 : 定率法

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物 (建物附属設備は除く) 並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっています。

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

: 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法によっています。

(3) リース資産

①所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

②所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

: リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 : 債権の貸倒損失に充てるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して計上していません。
- (2) 賞与引当金 : 従業員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- (3) 役員賞与引当金 : 役員に支給する賞与に充てるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しています。
- (4) 退職給付引当金 : 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしています。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9年）による定額法により費用処理しています。
- (5) 特別修繕引当金 : 船舶の定期検査工事等の支出に充てるため、当事業年度において負担すべき支出見積額を計上していません。
- (6) 独占禁止法関連損失引当金 : 海外競争当局によって課せられる制裁金・罰金等に充てるため、合理的に見積り可能な金額を計上しています。
- (7) 株式給付引当金 : 役員株式給付規程に基づく取締役及び執行役員への当社株式の給付等に備えるため、当事業年度末において対象者に付与されるポイントに対応する当社株式の価額を見積り計上しています。
- (8) 備船契約損失引当金 : 貸船料が借船料を下回る契約から生じる可能性のある将来の損失に充てるため、当事業年度末において入手可能な情報に基づき、発生可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積ることができるものについて損失見込額を計上しています。
- (9) 債務保証損失引当金 : 関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を個別に勘案し、損失見込額を計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。これにより、航海の経過日数に基づいて海運業収益を認識し、対応する海運業費用を計上しています。

5. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっています。なお、金利スワップ取引のうち特例処理の要件を満たすものについては、特例処理を採用しています。また、為替予約取引のうち振当処理の要件を満たすものについては、振当処理を採用しています。

6. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用処理しています。

7. 船舶建造借入金の支払利息の計上方法

船舶建造借入金の建造期間に係る支払利息については、建造期間が長期にわたる船舶について取得価額に算入しています。

8. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっています。

9. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しています。

(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいています。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告42号 2021年8月12日)を適用する予定です。

会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下、「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると思われる金額で収益を認識することとしています。これにより、従来は、航海の完了時に海運業収益及び対応する海運業費用を計上する航海完了基準(ただし、コンテナ船については複合輸送進行基準)を採用してきましたが、当事業年度の期首より、航海の経過日数に基づいて海運業収益及び対応する海運業費用を計上する方法に変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、全ての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減していません。

この結果、当事業年度の海運業収益は13,693百万円増加し、海運業費用は8,281百万円増加

し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ5,412百万円増加し、1株当たり当期純利益金額が58円01銭増加しています。また、利益剰余金の当期首残高は3,659百万円増加しています。

収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「海運業未収金」は、当事業年度より「海運業未収金」及び「契約資産」に含めて表示することとし、「流動負債」に表示していた「前受金」は、当事業年度より「前受金」及び「契約負債」に含めて表示することとしています。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度において、「その他営業外費用」に含めていた「デリバティブ評価損」(前事業年度714百万円)は、重要性が増したため、当事業年度より別掲しています。

前事業年度において、別掲していた「関係会社清算損」(前事業年度2,024百万円)は、重要性がなくなったため、当事業年度においては「その他特別損失」に含めています。

会計上の見積りに関する注記

1. 備船契約損失引当金の見積り

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

損益計算書	備船契約損失引当金繰入額	17,993百万円
貸借対照表	備船契約損失引当金	18,207百万円

(2) その他の情報

連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

2. 収益認識における総航海日数の見積り

当社では、運賃額や見積り期間における重要性から、外航不定期船(製品物流を除く)の収益に係る進捗度を、重要な会計上の見積りとして判断しています。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した、当事業年度末までに完了していない航海に係る海運業収益の金額

海運業収益	29,170百万円
-------	-----------

(2) その他の情報

(1)の金額の算出方法は、連結注記表の「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

追加情報

当社は、2022年3月16日開催の取締役会決議に基づき、川崎近海汽船株式会社（以下、「川崎近海汽船」という。）との間で、同日に株式交換契約を締結しました。

株式交換の概要は、以下のとおりです。

- (1) 株式交換の内容
当社を株式交換完全親会社とし、川崎近海汽船を株式交換完全子会社とする株式交換
- (2) 株式交換の日（効力発生日）
2022年6月1日
- (3) 株式交換の方法
会社法第796条第2項の規定に基づく、簡易株式交換（予定）
- (4) 株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	川崎近海汽船 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.58
本株式交換により交付する株式数	当社の普通株式：888,258株（予定）	

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

種類

船舶	41,376百万円
投資有価証券	6,431百万円
関係会社株式	19,501百万円
合計	67,309百万円

上記船舶41,376百万円のうち1,865百万円、投資有価証券6,431百万円及び関係会社株式19,501百万円については、関係会社等の船舶設備資金調達の担保目的で差入れたもので、当事業年度末現在当社の対応債務は存在しません。

担保に係る債務

債務区分

短期借入金	4,018百万円
長期借入金	26,292百万円
合計	30,310百万円

2. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額 64,439百万円

3. 偶発債務

保証債務等

95,933百万円

（保証債務等には保証予約が含まれています。また、他社による再保証額123百万円を控除して記載しています。）

追加出資義務等

9,797百万円

上記保証債務等95,933百万円のうち、当社が船舶保有子会社から定期備船している船舶に係る設備資金の借入等に対するものは、67,226百万円です。

4. 土地再評価

当社は、「土地の再評価に関する法律」（平成10年法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成13年法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額から再評価に係る繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

「土地の再評価に関する法律」第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。ただし、一部土地については、第2条第2号に定める当該事業用土地の近隣の国土利用計画法施行令第7条第1項第1号イに規定する基準地について同令第9条第1項の規定により判定された標準価格に合理的な調整を行って算定する方法によっています。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の当事業年度末における時価 と再評価後の帳簿価額との差額	△898百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	30,393百万円
長期金銭債権	23,129百万円
短期金銭債務	114,309百万円
長期金銭債務	1,927百万円

6. その他

当社は、自動車、車両系建設機械等の貨物の輸送に関するカルテルの可能性に関連して、海外の競争当局による調査の対象になっています。また、一部の国において当社を含む複数の事業者に対し本件に関する集団訴訟が提起されています。

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	営業収益	71,890百万円
	営業費用	186,274百万円
営業取引以外の取引高		241,071百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	640,959株
------	----------

株式給付信託（BBT）に関する株式会社日本カストディ銀行が所有する自己の株式数につき、当事業年度末443,500株は自己株式数に含まれています。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	434百万円
賞与引当金	632百万円
投資有価証券等評価損	14,170百万円
退職給付引当金	168百万円
減損損失	1,098百万円
海運業未払金自己否認額	4,299百万円
税務上の繰延資産	824百万円
備船契約損失引当金	5,189百万円
債務保証損失引当金	601百万円
繰延ヘッジ損失	2,050百万円
税務上の繰越欠損金	61,492百万円
繰越外国税額控除	1,115百万円
その他	650百万円
繰延税金資産 小計	92,727百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△61,492百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△30,334百万円
評価性引当額 小計	△91,827百万円
繰延税金資産 合計	900百万円
繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△40百万円
翌期合算課税見込額	△864百万円
繰延ヘッジ利益	△1,557百万円
その他有価証券評価差額金	△1,889百万円
その他	△805百万円
繰延税金負債 合計	△5,157百万円
差引：純額（繰延税金負債）	△4,257百万円

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取 引 金 額	科 目	期 末 高
子会社	ケイラインネクスト センチュリー合同会社	所有 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の 借入(注1)	208百万円	短期借入金	50,441百万円
				資金の 返済	61百万円	-	-
				利息の 支払(注1)	166百万円	-	-
子会社	"K" LINE PTE LTD	所有 直接 100%	資金の借入 役員の兼任	資金の 借入(注1)	9,481百万円	短期借入金	9,927百万円
				利息の 支払(注1)	17百万円	未払費用	8百万円
子会社	KISOGAWA SHIPPING S.A.	所有 直接 100%	備船契約	備船料の支払 等(注2)	1,087百万円	海運業未払金	236百万円
				リース投資 資産の回収 (注3)	327百万円	リース 投資資産	7,905百万円
				利息の受取	37百万円	その他 流動資産	529百万円
関連会社	OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD. (注4)	-	備船契約等 役員の兼任	配当金の受取	214,234百万円	-	-

(注1) 資金の借入については、市場金利を勘案して金利を決定しています。

(注2) 備船料の支払等については、市場価格及び調達価格を勘案して協議のうえ、価格を決定しています。

(注3) リース料については、対象資産のコスト相当額を勘案して決定しています。

(注4) OCEAN NETWORK EXPRESS PTE. LTD.は、当社の持分法適用関連会社であるオーシャンネットワークエクスプレスホールディングス株式会社が、その議決権の100%を直接所有している同社の子会社です。

3. 役員及び個人株主等

該当事項はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	2,924円46銭
1 株当たり当期純利益	2,421円92銭

1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は次のとおりです。

貸借対照表上の純資産額	272,843百万円
普通株式に係る純資産額	272,843百万円
普通株式の期末発行済株式数	93,938千株
普通株式の期末自己株式数	640千株
損益計算書上の当期純利益	225,959百万円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る当期純利益	225,959百万円
普通株式の期中平均株式数	93,297千株

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。